



# 正副会長の活動状況

## — 会務報告 —

日本弁理士会 副会長

坂本 智弘

### 1. はじめに

平成30年4月から日本弁理士会の副会長を務めさせていただいております坂本智弘です。この原稿執筆は8月の初旬ですが、4月に始まりました本年度の任期も残り8か月となりました。

7月に西日本を中心とする記録的な豪雨が発生し、災害によって亡くなられた方々のご冥福をお祈りすると共に、被災者の皆様に対して謹んでお見舞い申し上げます。被災地では、交通網が分断され、ライフラインも大きなダメージを受けています。これらが一日も早く復旧し、安全で健康的な生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。

### 2. 会務報告

今年度は、渡邊敬介会長の任期2年目となります。平成30年度は、「知財の輪の更なる拡大を目指して」のスローガンの下に各種事業計画を策定しました。

私の担当する会務・附属機関・委員会は、主として、常議員会、監事会、会長室、事務局、地域知財活性化本部、中長期課題検討委員会、役員制度改革委員会、経営基盤強化委員会及びその他の庶務などです。副担当として、知的財産経営センター、国際活動センター、特許制度運用協議委員会、企業知財戦略検討委員会、知財広め隊ワーキンググループ、支部名称変更検討ワーキンググループ及び隣接士業検討ワーキンググループを担当しております。支部は東海支部を担当させていただいております。どうぞ宜しくお願い致します。

#### 【知財広め隊】

知財広め隊セミナーは、昨年度と本年度の2年間で

100回の知財広め隊セミナーを開催するという目標があります。昨年度は、私が執行理事として知財広め隊を担当しておりましたが、当初、地方のセミナー開催にあたっては、右も左も分からない状況の中、多くの方々にアドバイスをいただくとともに、支部の皆様にも多大なご協力をいただき、1年目は55回の知財広め隊セミナーを実施することができました。

2年目の本年度も同程度の50回程度の開催を目指しております。本年度の目玉である7月26日に開催された島根県の知財広め隊セミナーでは、220名以上の方々にご参加いただき、大盛況のうちに終わりました。関係者の皆様に感謝致します。

本年度は、特許庁が実施している全ての「巡回特許庁」とコラボすることが決まり、「巡回特許庁」中の個別セッションの1つとして知財広め隊を開催できることになりました。

渡邊会長が始めた本会が積極的に支部をお手伝いして行う知財広め隊セミナーは本年度で一旦終了させていただきますが、次年度会務検討委員会の方針の下、連携できた地域ネットワークを使って支部を中心に継続していければと思っています。

#### 【知的財産経営センター】

今年度、知的財産経営センターでは、弁理士知財キャラバン事業、価値評価事業及びコンサル事業で培ったコンサル手法や価値評価手法を今まで以上に会員に還元し、弁理士の周辺業務の柱とできるよう取り組んでいます。

知財コンサルティングについては、特許庁や経済産業局などが同様の事業を展開しはじめているため、今後、これらの事業との差別化を図る必要があると考え

ております。そのためにも現在取り組んでいる弁理士知財キャラバンの知財コンサルの内容のリニューアルが大変重要なポイントとなると考えています。

#### 【地域知財活性化本部】

本年度、地域知財を発展させやすい環境の整備を図るために、地域にかかわる組織を束ねる「地域知財活性化本部」を創設しました。

地域知財活性化本部は、会長を本部長とし、メンバーには、担当執行役員、各支部の支部長、知的財産支援センター長、知的財産経営センター長、広報センター長、知財広め隊ワーキンググループ長及び地域を積極的に活性化している弁理士で構成されています。この地域知財活性化本部によって日本弁理士会が一体となって地域を支援することができるようになります。日本全国の全ての地域を一度に支援することは難しいため、今年度は特に福島県と福岡県に重点を置いて支援しています。

#### 【支部名称】

来年の4月より、支部の名称を「日本弁理士会〇〇支部」（〇〇は地域名）から「日本弁理士会〇〇会」に変更するよう準備しています。9支部の名称は、それぞれ日本弁理士会北海道会、東北会、関東会、北陸会、東海会、関西会、中国会、四国会及び九州会となります。この支部名称の変更によって、地域知財活性化事業をより円滑に推進し、支部の対外的活動をさらに活発化することができるようになります。

#### 【中長期課題検討委員会】

この委員会は、中長期に取り組む諸課題への調査・研究を行っております。現在、第4次産業革命等による産業構造の変化、働き方の価値観等に関する人の意識の変化、社会情勢の変化が知的財産にどのような影響を与え、知的財産に関わる専門職にどのような影響を与えるかの調査をしています。この調査結果を踏まえ、日本弁理士会が中長期に亘って取り組むべき諸課題を把握するとともに、会内各組織に向けて有益な情報を発信する準備をしています。

#### 【問題のあるウェブサイトへの対応】

現在、全額返金をうたったサイト、登録している事

務所名とは違う名称を使用したの広告（～センター等）、他の事務所や日本弁理士会を誹謗中傷する記載のあるサイトなど弁理士倫理上問題となる恐れのあるウェブサイトがインターネット上に散見されます。これらウェブサイトに対する対応を行っています。

#### 【附属機関、委員会の情報の会員への還元】

附属機関、委員会等からの会員向け情報は、電子フォーラムに掲載されておりますが、探したい情報がどこにあるか分からないというお声を多くいただきます。電子フォーラム内を整理して必要な情報にアクセスし易い環境と整え、会員の皆様に会務活動の成果を還元できるように準備しています。

#### 【財務環境】

ここ数年の赤字決算によって弁理士会の繰越金が減ってきています。具体的には20億円以上あった繰越金が16億円程度となっております。このままの状態ですと赤字決算が続くと約5年後には繰越金がかなり少なくなってしまうという問題がありました。本年度は、附属機関と支部を中心にご協力いただき、予算を見直しました。交通費を削減するなど赤字予算を段階的に見直すよう検討しています。

#### 【隣接士業の検討】

本年度は、隣接士業と比較し、他仕業にはあるが弁理士には無い規定を調査し、その導入を検討しています。例えば弁護士の職務規程には、弁護士等以外の者に弁護士業で得た報酬を分配することを禁止する報酬分配制限規定が設けられています。日本弁理士会でも、これと同様の規定を入れることができるか否かを検討しています。

#### 【例規委員会】

例規委員会は、弁理士会の各種例規を制定する際に、委員会等で作成した例規案に問題・不備がないかをチェックするのが主な役割となります。

年末の臨時総会に向けて、支部名称の変更、外部役員（監事、常議員）の任期の開始時期の変更に関する例規改正の確認作業を行っています。特に支部名称の変更については関係例規が多いため、その確認作業には多くの時間を要しています。

### 【その他】

弁理士法においては、農林水産分野における GI や 種苗法に関する業務を弁理士の業務として位置づけられるよう法改正を検討しています。地理的表示保護制度（GI）や種苗法に関する業務は、商標との関わりも強いいため、ぜひ弁理士の業務に位置づけることができると考えております。また、特許庁においては、現在、意匠法の改正の検討が行われております。

### 3. 最後に

将来に向けて、弁理士の存在価値がより一層高まるよう残りの副会長の職務を精一杯務めてまいります。

皆様におかれましては、引き続き、日本弁理士会の活動へのご理解・ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。